

一般社団法人防災教育普及協会

2020年度 事業計画書

(2020年4月1日～2021年3月31日)

第1章 防災教育をめぐる動き(ハザード別)

はじめに

新型コロナウイルスが世界的な流行となっている。1月23日に流行の発端となった中国武漢市が封鎖され、日本でも1月16日に初めて感染者が確認され、感染が広がり、2月27日に安倍首相は全国の小中高校の一斉休校を要請し、休校が開始されています。新感染症の流行は社会生活に大きな影響を及ぼすものであり、大流行すれば社会生活の危機と位置づけられるものであり、防災教育の立場からアプローチした教育も必要となります。

1.1 [地震編]～全国的に必要とされる地震防災教育～

地震では、被害額が膨大で社会的影響が大きい首都直下地震、南海トラフ地震等対策での防災教育を重視して取り組みます。2019年6月18日に山形県沖地震(最大震度6強)が発生したように、日本のどこでも、いつでも震度6弱以上の地震が起きている現状からも、上記以外の地域でも地震防災教育は必要とされています。

1.2 [気象編]～求められる取り組みの強化～

政府防災対策実行会議 WG は、西日本豪雨被害をふまえた避難のあり方についての報告を2018年12月26日に公表しました。主な指摘は従前対策の限界、気象警報や自治体の避難勧告の情報が住民の避難行動に結びついていない現状であり、避難の基本姿勢として住民主体の防災対策への転換が必要であるとし、実現のための戦略として防災教育・避難訓練による「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を提起しています。

内閣府は、上記報告をふまえて「避難勧告等に関するガイドライン」を2019年3月29日に改定し、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することになりました。その後、九州での大雨(6月下旬、8月下旬)、東日本では台風15号(9月5日上陸)の暴風、台風19号(10月12日上陸)の大雨、台風21号の影響による大雨(10月25日)で大きな被害が出ました。

気象災害から住民の命を守るために、住民主体の実践的な形での防災教育が必要とされており、取り組みの強化が求められています。

第2章 防災教育をめぐる動き(分野別)

1.1 [防災教育]～学校での防災教育の新たな展開～

2018年10月の文部科学省の組織再編において防災教育は、初等中等局から新設された総合教育政策局の男女共同参画共生社会学習・安全課に再編され、学校だけでなく地域・社会に関わる教育としても位置づけられました。

新学習指導要領では、防災教育は教科にはありませんでしたが、各学校において、カリキュラム・マネジメントにより教科横断的に学習するしくみができました。学校での防災教育の進展をふまえて、防災教育の具体的な事業に取り組むことが求められています。

1.2 [学校安全]～仙台高裁判決確定をふまえての防災管理の強化～

大川小訴訟について10月10日、最高裁は市と県の上告を棄却し、市や学校の防災対策の過失を認めた仙台高裁判決が確定しました。

本会が協力して2020年2月7日に提出した船橋市の外部監査報告書では、仙台高裁判決の確定の観点から、学校の震災対応マニュアルの不備等を指摘しており、同市において対策の見直しを2020年度に本格化します。

また幼小中高の教員養成においても、2019年4月入学生より教職課程で「学校安全」の内容が必修となり、これで採用後の教員研修でも「学校安全」が加わることが想定されます。こうした状況をふまえて、防災管理での取り組みの強化が求められています。

1.3 [地域の課題]～知る、備える、行動する～

10月のぼうさい国体2019@なごやで、本協会は防災教育交流フォーラム「これからの防災教育を語るキーワード「学校」「地域」「カリキュラム・マネジメント」の開催に協力するとともに、独自展示として10月20日に防災クイズ&ゲームデーを開催しました。

林春男・本会副会長は、新学習指導要領における防災教育で学ぶべきことは「知る、備える、行動する」と整理されているとし、防災教育の学ぶべきことをわかりやすく示すことの重要性を提起しました。林春男の提起も参考にしながら、地域において防災教育の指導者を養成し、継続的な防災教育のしくみを築くことが求められています。

1.4 [国際的枠組]～世界の流れとの連携の必要性～

国連が2015年3月に決定した「仙台防災枠組」、9月に決定した「持続可能な開発目標」(SDGs)、多国間が12月に決定した気候変動抑制に関する協定(パリ協定)は、国際的な活動として地域、学校、企業等で取り組まれています。

国連は、地球温暖化等の影響による気候危機への対応も訴えており、本会が国内だけでなく国際的枠組も見据えての防災教育に取り組むことが求められています。

第3章 2020年度の事業計画

1. 防災教育のプログラム等の教材、指導案作成

- 1.1 防災教育チャレンジプラン実行委員会と協力し、2020年度に計画されている同プランの実践団体の活動を支援します。
- 1.2 学校、NPO、企業等と連携した防災教育の教材・プログラム開発を行います。
- 1.3 本会独自の教材開発を行います。

2. 防災教育のプログラム等の研修、指導者育成

- 2.1 「防災クイズ&ゲーム Day2020 in そなエリア東京」を開催します。防災教育チャレンジプランと連携し、防災教育教材やプログラムの普及啓発に取り組みます。
- 2.2 防災教育指導者育成セミナー(教材編)を開催し、防災教育教材やプログラムの具体的な指導方法等について普及啓発に取り組みます。対象を限定した特別セミナーや見学会等を実施します。
- 2.3 防災教育の地域における手引き、チャレンジプランの事例、宮崎賢哉・本会教育事業部長作成のチャート表等を取り入れた防災教育の担い手を作る研修事業を準備します。

3. 防災教育普及のための出版物発行と編集等

- 3.1 学校管理職や教職員を対象とした防災教育に関する書籍の出版を企画します。

4. 学校・地域・企業等における防災教育支援

- 4.1 学校・地域・企業・団体等における防災教育をアドバイスし、講師派遣等で支援します。
- 4.2 これまでの実践や支援、教材活用事例等を整理し、ホームページで公開します。
- 4.3 防災クイズ&ゲーム Day の成果や、防災教育の課題や教訓を共有する交流行事を開催します。
- 4.4 大川小訴訟の判決をふまえた学校の防災対策の見直しに協力します。

5. 公園を基盤とした防災教育普及事業

- 5.1 都立公園指定管理業務(防災ガイドマップの作成や備蓄品管理、学習会への協力、情報提供など)を通じて、地域防災力の向上に貢献します。
- 5.2 公園・緑地の特性と地域連携を重視した実行委員会型式の屋外型防災教育イベント(防災キャラバン、サバイバルピクニックなど)を開催し、地域住民参加型の防災教育を普及します。
- 5.3 指定管理者と公園・緑地に関わる市民団体や自治体等が参加する懇談会等の企画に協力します。
- 5.4 これまでの実績と経験をふまえて新たな指定管理業務への参加(受託)を目指します。

6. 防災教育のプログラム等調査研究への協力

- 6.1 防災科学技術研究所、公益財団法人日本法制学会に協力し、防災教育のプログラム・事例、国際的な防災教育等の調査研究に取り組みます。
- 6.2 防災科学技術研究所の「首都圏レジリエンスプロジェクト」に協力します。

第4章 普及のために協力する行事・事業

1. 普及に関して協力する主な行事（開催予定順）

- 1.1 日本安全教育学会
第21回大会 静岡市 9月
- 1.2 防災教育チャレンジプラン実行委員会
防災教育交流フォーラム・中間報告会 10月
- 1.3 防災推進国民大会 2020(予定)
広島市 広島国際会議場 10月3日～4日
- 1.4 全国・東京都学校安全教育研究大会
教育研究大会 東京都 2021年2月
- 1.5 防災教育チャレンジプラン実行委員会
最終報告会 2021年2月

2. 普及に関して協力する主な事業

- 2.1 防災教育チャレンジプラン
主催 同実行委員会、内閣府(防災担当)
対象 とくに限定なし
募集 9月上旬開始、11月下旬締切
表彰 2月中旬
- 2.2 シェイクアウト訓練
効果的な防災教育と防災啓発(ShakeOut)提唱会議に協力し、シェイクアウト訓練を通じて防災教育と安全行動を普及します。
- 2.3 災害救援ボランティア推進委員会との連携
災害救援ボランティア推進委員会と連携して、災害ボランティア育成と防災教育を支援します。
- 2.4 小学生のぼうさい探検隊マップコンクール
主催 日本損害保険協会
対象 小学生(個人を除く)と大人による作成物
募集 4月1日開始、11月中旬締切
表彰 1月頃

2.5 “1.17 防災未来賞“「ぼうさい甲子園」

平田直会長が、審査委員として事業に協力しています。

主催 兵庫県、毎日新聞社、人と防災未来センター

対象 小学生、中学生、高校生、大学生

募集 6月中旬開始、9月30日締切

表彰 1月頃

第5章 運営に関する重要事項

1. 広報等

- 1.1 イベント等で本協会の事業・活動内容を広報するため、スタッフビブス及びノベルティを作成します。
- 1.2 ホームページで会員・役員の講師派遣実績紹介や会員レポート、教材紹介等を行い、会としての活動実績や成果をより分かりやすくします。
- 1.3 賛助会員(企業等)用のバナーエリア(ページ)を作成し、賛助会員を積極的に募ります。

2. 組織体制の確立・強化

- 2.1 団体・個人の正会員、企業等の賛助会員を増やします。

3. 財政基盤の確立・強化

- 3.1 会費収入、事業収入、受託事業収入を確保し、財政基盤を確立・強化します。
- 3.2 河川財団等に助成金を申請し、助成金を得るようにします。
- 3.3 開催行事において企業の協賛等を得るようにします。

4. 事務局体制の確立・強化

- 4.1 日本法制学会の協力のもとに事務局を運営します。
- 4.2 新たに事務局員1名を雇用し、直接雇用する事務局員は2名を予定します。
- 4.3 内1名を兼任とし、防災科学技術研究所に出向させます。
- 4.4 中退共に加入し、職員の退職金制度を4月より開始します。

以上